


所管部課	企画財政部行政管理課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市広告掲載取扱要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正趣旨</p> <p>東大和市広告掲載取扱要綱（平成23年1月21日市長決裁）は、市の資産を広告媒体として活用し、自主財源の確保を図るため、広告を掲載又は掲示することについて必要な事項を定めたもので、この要綱に基づき、自主財源の確保に努めているところである。</p> <p>広告事業開始以降、広告媒体や広告主が増えている中、より効率的及び適正な運用を図るため、同要綱の一部を改正したものである。</p> <p>(2) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広告主等の用語の定義の追加 ② 広告主等の規制に関する規定の追加 ③ 広告主等の納税状況に関する規定の削除 ④ その他文言整理 <p>(3) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>より効率的及び適正な事務の運用が図られる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年9月7日付け市長決裁</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。